

給与支払報告書などの提出について（依頼）

日ごろより長泉町の税務行政について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、今年も給与支払報告書を作成していただく時期となりました。時節柄、ご多忙とは存じますが、下記の事項をご確認の上、期限までに提出くださいますようお願いいたします。
なお、令和6年中に給与の支払を受けた方が長泉町にいない場合は、長泉町への提出は必要ありません。

1. 給与支払報告書を提出しなければならない方

令和7年1月1日現在において、給与（給与・賃金・賞与ならびにこれらの性質を有するものすべて）の支払をしている事業所もしくは事業主は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間に支払った給与について、支払を受けた方全員の給与支払報告書を提出してください。パート・アルバイトの方等につきましても、提出していただくようお願いします。

※退職者につきましても、給与支払報告書の提出をお願いします。提出がないと、支払を受けた方の収入状況が把握できません。

※青色（白色）申告の事業主につきましても、事業専従者および従業員の給与支払報告書を提出してください。

※eLTAXにて申告いただく事業所もしくは事業主は、この書面による提出は不要です。

2. 外国人給与所得者の給与支払報告書の提出

外国人で給与の支払を受けていた方も住民税の課税対象となります。

令和7年1月1日現在の住民登録地を本人に確認の上、日本人と同じように、給与支払報告書を作成し提出してください。

※租税条約の規定により住民税が非課税になる場合は、『摘要』欄にその旨を記載してください。入国年月日・滞在期間・帰国予定が判明している場合は、その旨も記載してください。

3. 給与支払報告書の提出期限

提出期限は、1月31日となっておりますが、事務の都合上 **令和7年1月17日（金）まで** にご提出いただきますようお願いいたします。

※給与等の支払を受けた方の令和7年1月1日現在の住所または居所所在の市区町村に、提出してください。

7. 住民税の特別徴収事務について

「特別徴収」とは、給与支払者（事業所）が、毎月従業員の給与から「住民税」を差し引き従業員に代わって納入する方法で、地方税法上では給与所得者には原則この方法での納付が義務付けられています。

今まで、「特別徴収」の方法を採用していない事業所につきましても、今後は法定要件に該当する全ての事業所を該当とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

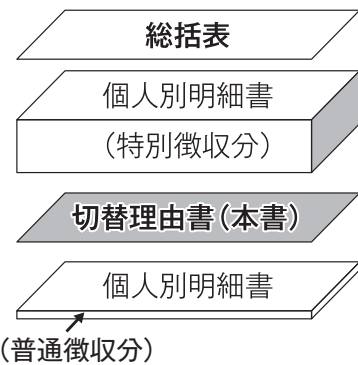
なお、別紙『個人住民税の普通徴収への切替理由書』の理由 普A～Fに該当する場合は普通徴収に切り替えることができますので、『個人住民税の普通徴収への切替理由書』を作成し提出してください。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

令和7年度普通徴収切替理由書 兼 仕切書

指 定 番 号
42100

〈提出の仕方〉



静岡県駿東郡長泉町長 あて

給与支払者の氏名又は名称	株式会社 ○○商事	
符 号	普 通 徴 収 切 替 理 由	人 数
普 A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普 B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)	人
普 C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が93万円以下)	2 人
普 D	給与の支払が不定期(給与の支払が毎月でない)	人
普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普 F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	1 人
合 計		3 人

この欄の人数と総括表「普通徴収対象者」の合計人数が一致することを確認してください。

特別徴収税額通知の電子データによる受取りについて

eLTAXにて給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をした場合、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）を電子データで送信します。電子データでの受取りを希望する場合は、eLTAXにて給与支払報告書を提出する際に電子データでの受取りを選択してください。

なお、電子データでの受取りを希望しない場合についても、受取方法を確認していただいた上での提出をお願いいたします。

『給与支払報告書』提出・問合せ先
 〒411-8668
 静岡県駿東郡長泉町中土狩828
 長泉町役場 税務課
 住民税チーム 杉山・瀬戸
 TEL 055-989-5506 (直通)
 FAX 055-989-5585

6. 給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

左上に⑦と記載された様式を使用してください。

- ・長泉町に1部ご提出いただき、源泉徴収票は受給者本人に交付願います。
- ・扶養親族は年齢によって所得控除が異なります。対象となる扶養親族の生年月日をご確認の上、16歳未満の扶養親族欄も忘れずに正しく記入してください。

専従者給与を支払ったときは、「専従者給与」または「専給」と記入してください。

正しく個人を特定するため、氏名フリガナを正確に記入してください。

⑦ 給与支払報告書 個人別明細書

支払を受ける者住所	××町△△1番地の2	
種別	給与	65,000,000
所得控除の合計額	47,600,000	2,628,800
源泉徴収税額		0
控除対象扶養親族の数	1	1
社会保険料等の金額	623,800	120,000
地震保険料の控除額		15,000
住宅借入金等特別控除の額		115,600
前職分	△×株式会社	支払金額 1,750,000円
社会保険料	200,800円	源泉徴収税額 61,160円
普通徴収		普A
生命保険料の金額	100,000	80,000
住宅借入金等特別控除	156,000	15,600,000
控除対象扶養親族	1. 氏名 駿東 太郎 (配偶者) 280,000 2. 氏名 駿東 次郎 (16歳未満の扶養親族) 3. 氏名 4. 氏名	国民年金保険料等の金額 旧長期報告保険料の金額 30,000
中途就・退職	○	受給者生年月日 昭和 40 3 6
支払者	××町△△5番地の6 株式会社 ○○商事 (電話) 055-988-XXXX	

16歳未満の扶養親族数を記入してください。

所得税から控除した額を記入してください。

前職分の給与を合算して年末調整したときは、前職分の給与支払者名、支払額等を記入してください。

普通徴収とする場合は、ここに必ず略号(普A・普B等)を記入してください。

該当する生命保険等の金額を記入してください。住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日を記入してください。控除区分が誤っていると住民税が正しく計算されません。

非居住者には「○」を記入してください。

名字が受給者と同じ場合でも省略せず、フルネームで記入してください。

正しく個人を特定するため、生年月日を正確に記入してください。

令和6年中に就職、または退職した場合は、該当の欄に○印を付け、その日付を記入してください。(就、退職両方の場合は退職日を記入)

詳しくは『給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き』を参照してください。

4. 総括表の提出について

『総括表』は、提出する市区町村ごとに1枚を表紙として添付してください。

※長泉町以外の市区町村に提出する場合は、提出先を訂正してお使いください。

※令和6年度に特別徴収をしていただいている給与支払者様は、『給与支払者名』『給与支払者住所』『特別徴収の指定番号』等が印刷された総括表をご使用ください。

記入例

令和7年度給与支払報告書(総括表)

1月31日までに提出してください。

指定番号

42100

指定番号を記入してください。前年に特別徴収実績のある事業所様は、別途送付している専用の総括表をご使用ください。

静岡県駿東郡長泉町長あて 令和7年1月16日提出

給与の支払期間	令和	年	月分	から	月分	まで												
給与支払者の個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7					
フリガナ	〇〇ショウジ																	
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 〇〇商事																	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称																		
フリガナ	××チヨウ△△																	
〒	411-××××																	
同上の所在地	××町△△5番地の6																	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役 △△ 一郎																	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	〇〇課 △△係 氏名 □△富士子 (電話 055-988-△△××)																	
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 □□会計事務所 □□山男 (電話 055-988-××××																	
事業種目																		
受給者総人員	20人																	
特別徴収対象者	8人																	
普通徴収対象者(退職者)	1人																	
普通徴収対象者(退職者を除く)	2人																	
報告人員の合計	11人																	
所轄税務署名	〇〇税務署																	
給与の支払方法及びその期日																		
納入書の送付	必要・不要																	

従業員の総数を記入してください。(他市町村分も含みます)

普通徴収の人数が、「令和7年度(6年分)普通徴収切替理由書兼仕切書」の人数と一致するようにしてください。

報告人員の合計と給与支払報告書の合計枚数が一致するようにしてください。

新規採用、中途入社の方の個人別明細書の支払金額等に前職分の給与等を合算しているかどうか、摘要欄にその旨を記載してあるかどうか、またその合計人数を記入してください。

静岡県駿東郡長泉町提出用

各種規 変登 更録	所在地とは別の住所に書類送付先登録をご希望の場合、または所在地・名称・書類送付先等に変更がある場合は該当番号に○をし、下記に記入をお願いします。 1. 書類送付先新規登録 2. 所在地変更 3. 名称変更 4. 書類送付先変更 5. その他の変更 ()	新規採用や中途入社がいる場合、その人の前職分の給与は含んでいますか。 <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ (人数 1人)
備考		摘要欄にその旨の記載はありますか? <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
町処 理欄	処 理 日： マイナンバー確認： 控 処 理： 電話確認 (必要・不要) (月 日確認済)	受 付 日

※この総括表に個人別明細書を添えて提出してください。

提出期限：令和7年1月31日

※独自の総括表様式にて提出する場合でも、こちらの総括表を未記入のまま同封してください。

5. 特別徴収にかかる給与支払報告書提出後の異動

給与支払報告書の提出後に退職や転勤などの異動があった場合は、令和6年度に長泉町の特別徴収の対象ではなくても、『給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書』を長泉町にも提出してください。